

2023

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和5年8月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

ひめボス宣言事業所認証制度パンフレット	1
離職者等緊急生活資金について	3
地域若者サポートステーションのご紹介	4
ニート支援事業啓発用リーフレット「SUPPORT&STEP」	5
中小企業労働相談所のご利用について	7
えひめアビリンピック 2023 開催！	8
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	9
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	10
奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠）助成対象者向けチラシ	11
労働委員会の窓（令和5年7月分）	13

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	14
令和5年度第74回全国労働衛生週間について	16
雇用関係助成金を電子申請しませんか？	18
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内	20
令和4年度個別労働紛争解決制度の運用状況について	22
くるみん認定の取得を目指してみませんか？	23
請負なんでも相談室のご案内	25



愛媛県は、人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。
新制度をスタートしました。

新しい「ひめボス宣言事業所」 認証制度がスタートしました！

女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援などに
積極的に取り組んでいる企業や
これから始めたいという企業を愛媛県が全力で応援!!
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。



よくあるご質問
その他のよくあるご質問は
WEBサイトをご確認ください。



Q.旧制度の
ひめボス宣言事業所ですが、
新たな手続きが必要ですか？

A.自動的にみなし認証となりますが、2026年3
月31日までに新しい「ひめボス宣言事業所認証
制度」の申請をしていただく必要があります。

Q.えひめ仕事と
家庭の両立応援企業は、
ひめボス宣言事業所になれますか？

A.新しい「ひめボス宣言事業所認証制度」に
統合されましたので、新制度の申請をしてい
ただく必要があります。

Q.県内に本社のほか、支店、
営業所など複数の事業所がありますが、
それぞれの支店や営業所からも
申請が必要ですか？

A.県内に本社又は事業所を有して事業活動を行
う者が対象となり、申請は一般事業主（一般
事業主行動計画を提出している者）単位で行
います。支店・支社単位での認証は行いません。本
社が認証を受けることにより、それが支店・支社
にも及ぶことになります。

Information

愛媛県が取り組む活動支援

ひめボス宣言事業所認証制度
WEBサイトがオープンしました！



申請要綱・認証事業所の
紹介・各種イベント情報
などを発信。オンライン申
請もこちらのサイトより
お手続きいただけます。



コンサルタント派遣



ひめボススーパープレミアム
認証取得を目指す事業所をサ
ポート！社会保険労務士が課
題抽出など認証取得に向けた
支援をいたします。



詳細・
お申込みは
こちら

EVENT 2023年度

HIMEBOSSトップセミナー

県内企業の経営者・管理職者を対象に、経営戦略・成長戦略として
の女性活躍推進・仕事と家庭の両立の実現に向けたマネジメント
スキルを学ぶセミナー。

女性たちの語り場サロン

様々な分野で活躍する女性を招き、県内の女性参加者100人のスキル
アップに向けた新しい出会いを創出するイベント。

※詳細は決まり次第WEBサイトにてお知らせいたします。

働く人に笑顔も。
企業に成長も。



愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課 男女参画グループ

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7丁目7番地1
(セキ株式会社内)

089-903-8822

WEBサイト

<https://himeboss.jp>
申請やお問合せはこちら▶



本事業は、
「株式会社エス・ピー・シー、
セキ株式会社」が
愛媛県の委託を受け運営しています。

愛媛県

みんなが活躍できる 職場へ、みんなに選ばれる企業へ。

ひめボス認証は、より魅力ある企業へと変革・成長する県内企業を応援します。

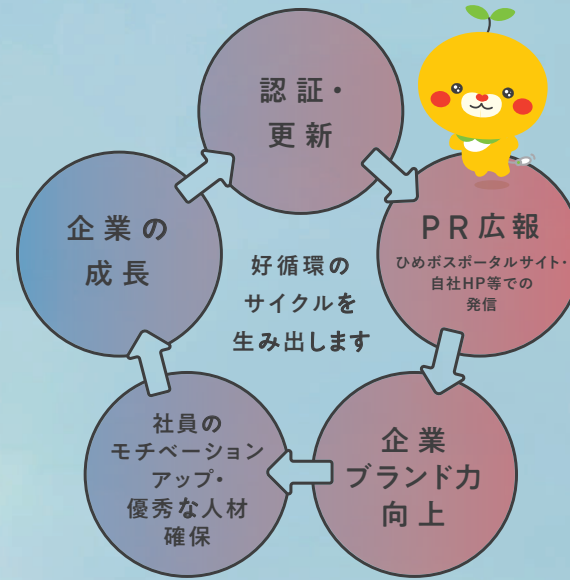


「ひめボス宣言事業所」認証制度とは？

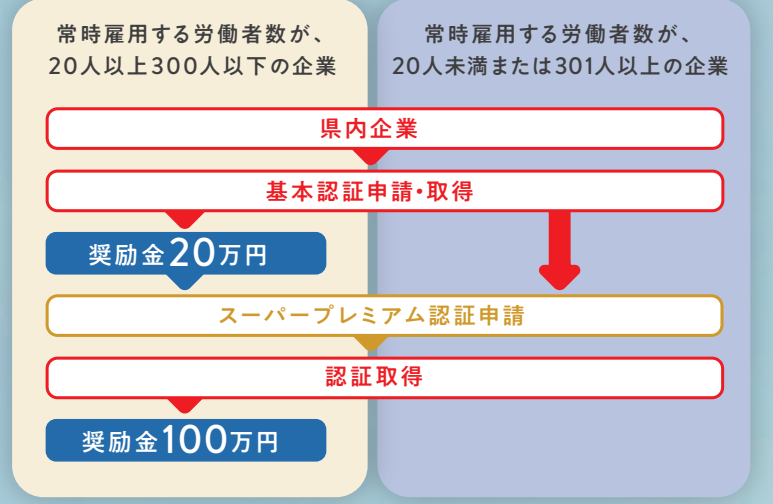
県内企業の成長に向けて、男女ともに働きやすくやりがいをもって就業継続できる職場環境の整備を推進する企業を県が認証する制度。女性が活躍でき、誰もが家庭と仕事を両立できる職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力の向上と優秀な人材確保を支援します。

ひめボス宣言事業所認証取得による企業経営のメリット

- 業務の効率化・生産性向上
- 優秀な人材確保・定着
- 新事業開発・事業革新
- 企業価値の向上、さらなる成長へ



FLOWCHART



※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合には、奨励金の支給対象となります

認証制度

※上位認証については、要件達成のほか県の審査により決定いたします

奨励金支給

※奨励金支給の対象は、認証を取得の上、常時雇用する労働者数が20人以上300人以下の企業となります
※支給については、要件達成のほか、県の審査により決定いたします



基本認証とは…

基本認証は、企業側が女性活躍推進法などに基づく行動計画を策定することで受けられる認証



上位認証とは…

基本認証の要件に加え、従業員全体に占める女性労働者の割合や、男性の育休取得率100%など、より高いハードルの要件を達成することで受けられる認証

認証の手順 提出書類などの詳細はWEBサイトをご確認ください



基本認証申請要件

●1~4の要件をすべて満たすこと
※申請要件・提出書類詳細はWEBサイトをご確認ください

- 宣言の実施
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備

上位認証(スーパープレミアム)申請要件

●1~4の要件を2つ以上(労働者数301人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須
※上位認証については、要件達成のほか県の審査により決定いたします
※県外に本社のある企業における各要件の達成については、別途お問合せください

- 女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
- 女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上または、「女性労働者の平均勤続年数」÷「男性労働者の平均勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上
- 女性の非正規から正社員への転換実績または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
- 女性管理職の割合が国の定める平均値※以上
- 出産した女性労働者の就業継続率80%以上
- 男性労働者の育休取得率100% (育児目的休暇含む。取得日数2週間以上(ただし当面5日以上))

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値
※基本認証を取得した企業が申請できます
※申請要件・提出書類についての詳細はWEBサイトをご確認ください

基本認証の実績に対する奨励金20万円

上位認証の認証に対する奨励金100万円

※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合には、奨励金の支給対象となります

奨励金申請の手順



基本認証の奨励金(20万円)申請要件

●原則A・Bから1つ以上、C・D・Eから1つ以上達成で申請いただけます

- | | | |
|--------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推女性活躍 | A | 出産育児等で離職した女性の再雇用
実績/再雇用制度について、社内規程または就業規則に規定のうえ、2023年4月1日以降に再雇用し、6ヶ月以上就労 |
| | B | 職場環境の整備
●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 実績/女性の採用人数等の増加
●女性労働者が少ない事業所における女性採用説明会の開催 実績/女性の採用人数等の増加
●リカレント教育制度の創設など 実績/リカレント教育制度について社内規程または就業規則に整備した上で、2023年4月1日以降に実績1人以上 |
| 両立支援推進 | C | 男性の育児休業等の取得日数の増加
実績/通算28日以上取得(育児目的休暇含む。) |
| | D | 男性の育児休業取得率100%
実績/男性育休取得率100%かつ育休取得者2人以上 |
| | E | 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度または休暇制度の整備
実績/下記1~4のすべて、及び5~9のうち1つ以上について、小学校3年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定していることかつ、2023年4月1日以降を期とする1~9のいずれかの利用実績(ただし1~8については法で義務付けられた年齢を超える子のための利用実績に限る)
① 所定外労働の制限(残業の免除) ② 時間外労働の制限(残業時間の制限) ③ 所定労働時間の短縮措置 ④ 子の看護休暇
⑤ 深夜業の制限 ⑥ フレックスタイム制 ⑦ 始業・就業時間の繰上げ・繰下げ(時差出勤制度) ⑧ 育児休業制度に準ずる措置 ⑨ 育児目的休暇 |

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

サポステのご案内 (ご利用は**完全予約制**となっています。)

対象者

学生を除く**15歳**から**49歳**の就職を目指す方

- ★3月卒業予定者で就職未決定の場合は1～3月に限り登録できます
- ★40～49歳の方も利用できるようになりました！(サポステ・プラス)

【このようなお悩みはありませんか？】

- ・就活にトラウマがあり身動きとれない
- ・親も高齢になり年齢的に焦りも出てきた
- ・働いた経験がなく、就職活動をどのように進めていいかわからない
- ・仕事経験のスキル、知識に自身がない
- ・対人関係が苦手 など

まずは **お電話ください**
初回面談(受付)いたします

※利用規約への同意の上、登録の手続きをします



お気軽に
ご相談ください

サポステの事業内容(予約制・無料)

- 相談支援
 - ・専門家によるキャリア形成などの相談を含めた総合的な相談
 - ・心理カウンセリングの実施
 - ・コミュニケーションセミナー、就活セミナー、職場見学会などの実施
- 職場体験(短期・長期)
- サポステ卒業者を対象とした職場定着相談、懇談会の実施

えひめ若者サポートステーション (通称:えひめサポステ)

いよてつ高島屋南館3階
所在地:松山市湊町5-1-1
TEL:089-948-2832
FAX:089-941-5301
E-mail:sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
利用時間:10:00～18:00
(日、祝日、年末年始は休み)

常設サテライト 東予若者サポートステーション (通称:東予サポステ)

新居浜市市民文化センター本館2階
所在地:新居浜市繁本町8-65
TEL:0897-32-2181
FAX:0897-32-2182
E-mail:toyo-sp@iyoplan.jp
利用時間:10:00～18:00
(土、日、祝日、年末年始は休み)



出張相談

宇和島市(月2回)
ハローワーク宇和島
所在地:宇和島市天神町4-7

八幡浜市(月1回)
ハローワーク八幡浜
所在地:八幡浜市松柏丙838-1

大洲市(月1回)
ハローワーク大洲
所在地:大洲市中村210-6

出張相談

四国中央市(月2回)
ハローワーク四国中央
所在地:四国中央市三島中央1丁目16-72

西条市(月2回)
ハローワーク西条
所在地:西条市大町315-4

今治市(月2回)
ハローワークプラザ今治
所在地:今治市南大門町1丁目3-1

若者の自立支援情報はホームページをチェック!!

若年者を取り巻く雇用環境や、愛媛若者サポートプラン、相談窓口や支援機関のリンク集など、愛媛の若者の自立支援に関する情報をワンストップで提供しています。ぜひご覧ください。

アクセス方法 ★愛媛県庁ホームページで、キーワード検索「若者」または「SUPPORT」

★愛媛県庁ホームページ「組織から探す」→「労政雇用課」へ

若者自立支援ホームページ **SUPPORT&STEP**
<https://www.pref.ehime.jp/h30500/wakamonosupport/>



令和5年8月

SUPPORT&STEP

働くことに悩みをお持ちの若者の皆さんの自立をサポートします!
昨年度は4,534人(延べ数)の方々に利用していただきました!!

地域若者サポートステーション(通称「サポステ」)は、働くことについて悩みを抱えている若者の皆さんの自立のサポートを目的として、全国に177カ所設置されています。

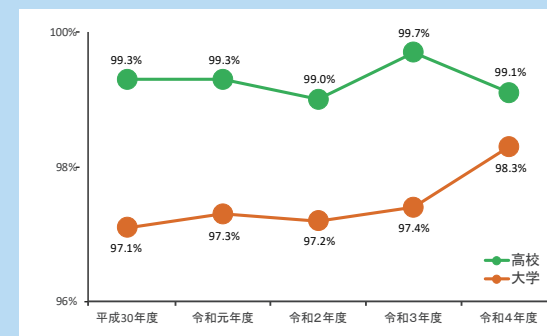
「働きたいけど、どうしたらいいのかわからない」「働きたいけど、自信が持てず一歩も踏み出せない」「コミュニケーションが苦手、不安」「人間関係がよくなく、退職しブランクが長くなってしまった」など、それぞれの持つ悩みは様々です。

そういった悩みを解消しつつ、自立・就労に向け、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業での職場体験などの支援を無料でお受けいただいています。

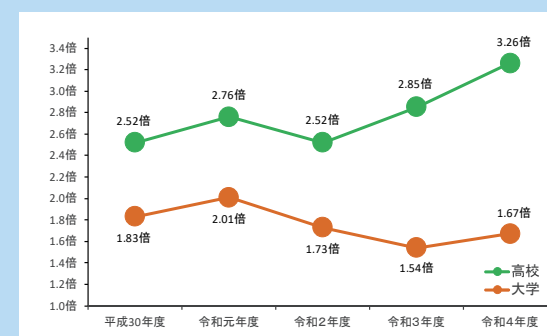
どうぞ、お気軽にお近くの「サポステ」までお電話にてご相談ください。

若者を取り巻く雇用環境

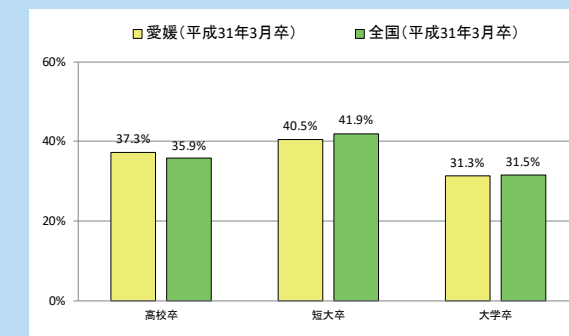
○新規学校卒業者の就職決定率 <愛媛県>



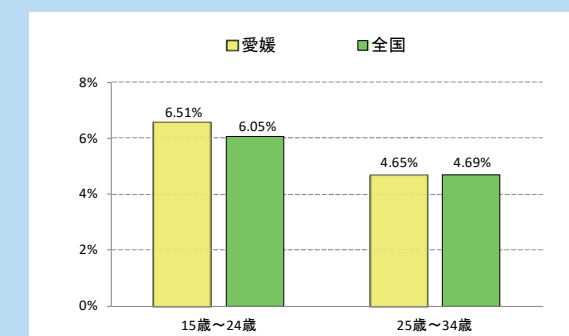
○新規学校卒業者の県内求人倍率 <愛媛県>



○卒業後3年以内の離職率 <愛媛県と全国>



○若年者の完全失業率「令和2年国勢調査(総務省)」 <愛媛県と全国>



愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課

松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟 ☎089-912-2502 <https://www.pref.ehime.jp/>

えひめ若者サポートステーション

松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋南館3階 ☎089-948-2832 <http://www.i-esapo.jp/>

東予若者サポートステーション

新居浜市繁本町8-65 新居浜市市民文化センター本館2階 ☎0897-32-2181 <http://www.i-tsapo.jp/>



全国及び愛媛県におけるニート(若年無業者)数※

全国 615,700人 (15歳～34歳人口に占める割合2.5%)
 愛媛 5,400人 (15歳～34歳人口に占める割合2.5%)
 「令和4年就業構造基本調査(総務省)」



※ここでいうニートとは、15～34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者をいいます。

- ①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者(非求職者)
- ②就業を希望していない者(非就業希望者)

ニートの特徴

ニートの状況に至った背景・原因はさまざまで、複合的な問題を抱えているケースも少なくありません。



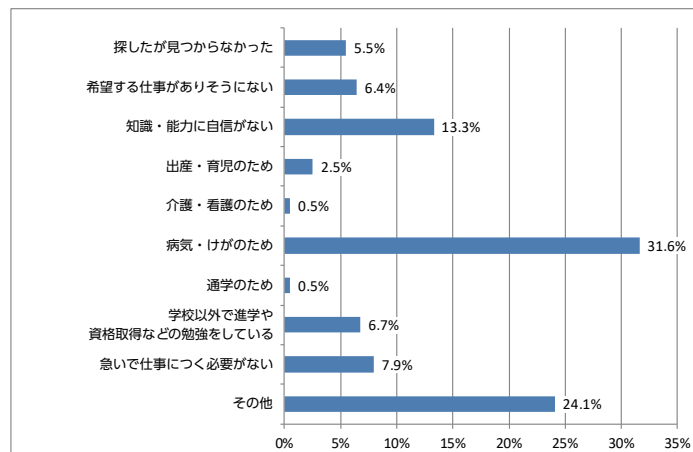
- 8割近くが何らかの職業経験を持っている。
- 学校でのいじめ、ひきこもり、精神科・心療内科の受診経験のある者が約半数。
- 3割以上が高校・大学・専門学校の各段階での中退者、4割近くが不登校を経験。
- 6割強が「人に話すのが不得意」、「職場で友達を作るのが苦手」といった対面コミュニケーションに対して、苦手意識がある。

『「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究」(平成19年6月)(厚生労働省)』

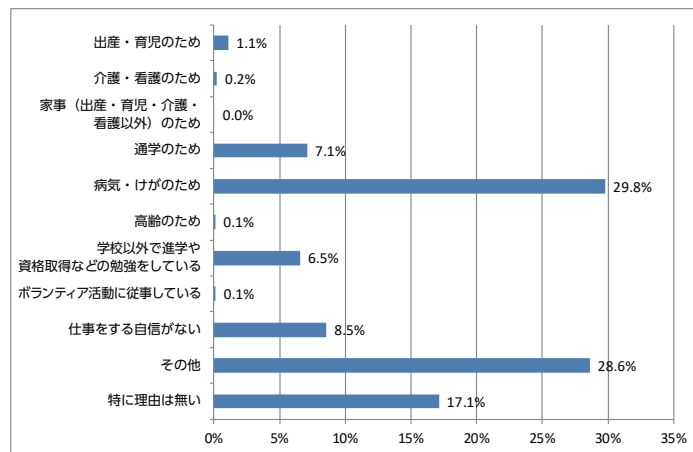
ニートの状況、ニートになった理由

ニートの状況にある若者が、求職活動をしていない、または就業を希望しない理由は、どちらも「病気・けがのため」が最も高くなっており、その他の理由として、「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」「知識・能力や仕事をする自信がない」などが並び、一概に、ニートは働く意欲を欠いている者と言うことはできません。

○就業希望の若年無業者が求職活動しない理由



○就業を希望していない若年無業者が就業しない理由



「令和4年就業構造基本調査(総務省)」

愛媛県におけるニートの職業的自立を目指す取組

ニートの状況にある若者の増加は、将来的に労働力不足、社会保障費の増大、少子化の進展等につながる事が予想されています。しかし、ニートの状況にある若者は、社会生活や職業生活の前提となる生活習慣や就労意欲が欠けている場合も多く、就労するのが困難な状況です。

このような若者を就労に導くためには、基礎能力の養成に留まらない職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を行う必要があります。

そのため、県では、国と協働で地域若者サポートステーション(通称「サポステ」)を設置し、相談支援のほか、各種セミナーやジョブトレーニング等を実施するとともに、各関係機関が一体となって若者の自立を支援できる体制整備に取り組んでいます。

さらに、様々な分野の有識者等からなる「愛媛若者サポート委員会」を開催し、全県的な見地から、ニートの状況にある若者の支援のあり方を検討し、若者支援の指針となる「愛媛若者サポートプラン」を策定しています。



愛媛若者サポートプランの概要

プランの趣旨

若者の自立支援のネットワークに関係する行政機関、教育機関、民間活動団体、企業等の支援方針及び支援内容を提示し、関係機関が一体となって、ニートの状況にある若者の職業的自立を支援するための指針

ニートの状況にある若者への支援

(1) 支援ネットワークの構築

- 地域・学校・企業・行政・NPO等の様々な機関の連携による若者自立支援ネットワークの構築
- ①地域若者サポートステーションの効果的な運営
 - ②ニートの状況にある若者を社会全体で支える意識づくり

(2) 社会的自立への支援

- 職業的自立支援の前段階として、基本的な社会性を身につけるための社会適応支援や職業意識を高める取組
- ①支援を必要とする若者の把握と誘導
 - ②基本的な社会性や職業意識を持つための支援
 - ③ニートの状況にある若者を子に持つ親等への支援

(3) 就労への支援

- ①自立支援から就労支援機関等へのスムーズな移行
- ②就職後のフォローアップの充実
- ③多様な働き方・やり直しのきく働き方の推進

ニートにならない、させないための取組

(1) キャリア教育の充実

- ①子どもの発達段階に応じたキャリア教育の推進・支援
- ②個々の適性を踏まえ、将来を見据えた進路指導

(2) ニート化防止に向けた早期支援

サポステ・学校連携推進事業による学校中退者等への支援

(3) 働く若者の早期離職防止・職場定着支援

- ①働く若者のキャリア形成支援の充実
- ②仕事と生活のバランスがとれた働き方の推進
- ③働く若者の心と体の健康管理支援

(4) 基本的な社会性を身に付けるための支援

- ①不登校、ひきこもり等の若者とその親への支援
- ②青少年の健全育成

一体的な連携支援

行政

教育機関

民間活動団体

企業

愛媛県におけるニート支援の実績(令和4年度)

松山市と新居浜市にサポステを設置し、ニートの状況にある若者の支援をしています。

新規登録者数 118人 相談件数 3,196件 就職等件数 120人

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

えひめアビリンピック 2023 開催!

障害のある人が職場や学校などで培った技能を競う「えひめアビリンピック 2023」が7月8日(土)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター愛媛で開かれ、9種目に41人が参加し、日頃培った技能を競い合いました。競技の結果は、次のとおりです。

※基準の得点を満たす選手がいなかった種目・賞は「—(該当なし)」となっております

【金賞(愛媛県知事賞)】

競技種目名	選手名
ワード・プロセッサ	宮浦 龍河
表計算	—
製品パッキング	芝 泰照
喫茶サービス	二神 優美恵
ビルクリーニング	深水 美咲
オフィスアシスタント	中川 春美
フラワーアレンジメント	渡邊 由加里
パソコンデータ入力	森田 博一郎
木工(チャレンジコース)	—

【銀賞】

競技種目名	選手名
ワード・プロセッサ	篠原 勇生
表計算	加藤 大貴
製品パッキング	奥村 祐太
喫茶サービス	日浦 天翼
ビルクリーニング	川井 貴輝
オフィスアシスタント	三好 香
フラワーアレンジメント	—
パソコンデータ入力	—
木工(チャレンジコース)	鈴木 尚嬉

【銅賞】

競技種目名	選手名
ワード・プロセッサ	宮内 嵩侑
表計算	三島 啓輔
製品パッキング	—
喫茶サービス	執行 大洋
ビルクリーニング	西田 祐輝
オフィスアシスタント	武智 ゆう子
フラワーアレンジメント	—
パソコンデータ入力	—
木工(チャレンジコース)	真鍋 滯史

【努力賞】

競技種目名	選手名
表計算	亀井 始実
製品パッキング	篠崎 愛
喫茶サービス	高松 匠人
ビルクリーニング	宮内 響
オフィスアシスタント	塩賀 翔太
フラワーアレンジメント	岩本 亜沙美
パソコンデータ入力	中島 和輝

受賞者の皆さん
おめでとう
ございます!



「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）
※秋ごろ開催予定
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学・マッチング交流会 などを予定

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp



専用サイト

<https://ehime-joseikoyoushie>



公式LINE

LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

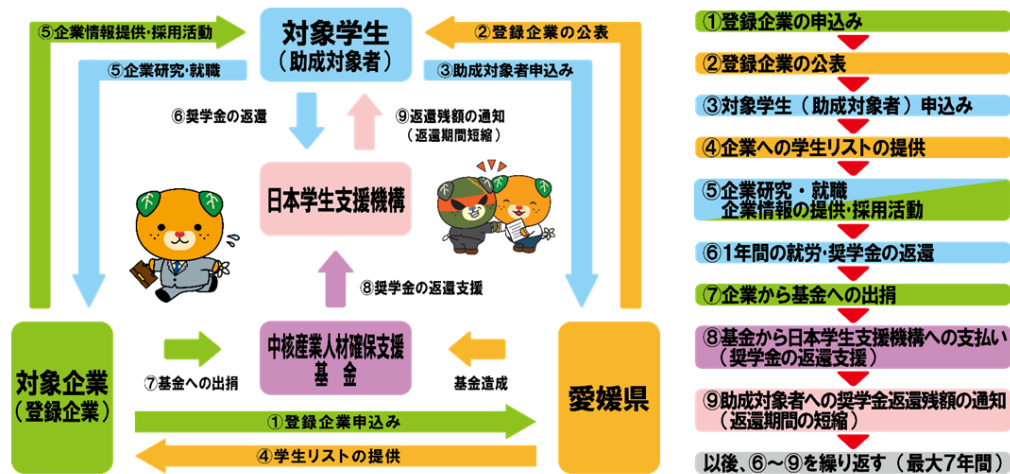
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

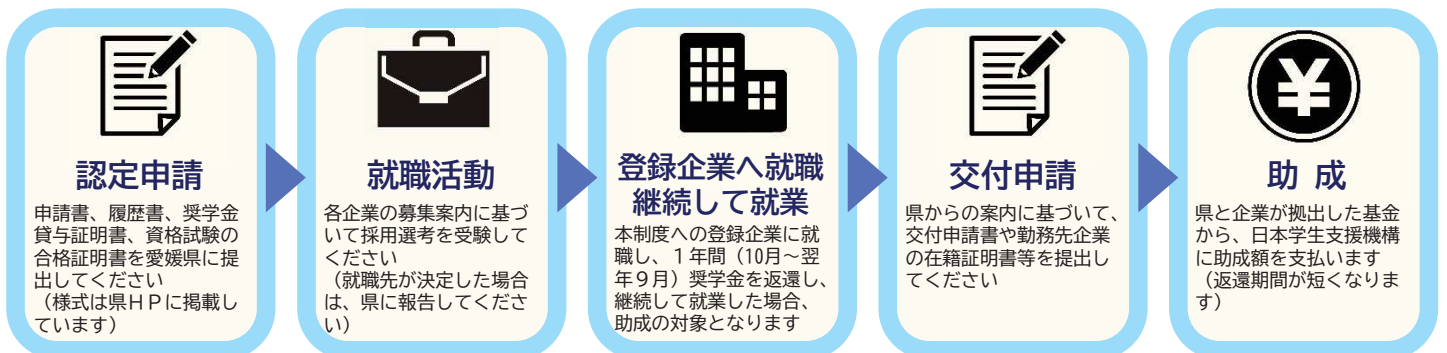
本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
TEL : 089-912-2509 E-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp
HP : https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

（令和4年12月31日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種								リモートワーク制度	
			プログラマー	エンジニア システム	ネットワーク エンジニア	データベース エンジニア	サーバー エンジニア	IT コンサルタント	プロジェクト マネージャー	その他		
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●								有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●							●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●									－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●					－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●	●		有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●	●		－
株式会社スディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●			●	●		－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●					●	－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●								有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術 サービス業	●	●				●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●							●	－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●									有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●						有り

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県ホームページにてご確認ください。

労働委員会の窓（令和5年7月分）

《会議関係》

- 7月7日 第1327回公益委員会議
「労働組合の資格審査について」など3件
- 7月11日 第64回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（鳥取県）
「審査事件に不慣れな当事者への審査指揮について」など
- 7月14日 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会（東京都）
「第78回労働委員会連絡協議会総会の運営について」など6件
- 7月28日 第1220回愛媛県労働委員会総会
「労働組合の資格審査について」など11件

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
7月	19	33
累計（4月～）	94	180

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

メールアドレス roudouji@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirouji/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

- 動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaiset.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※ 増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



雇用関係助成金を 電子申請しませんか？



より使いやすく

電子申請できる雇用関係助成金の
対象が拡大します。

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金

検索

電子申請には「GビズID」の
申請・取得が必要です。



雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請を行うページです。

ステップ 1

2023(令和5)年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・
トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始します。

ステップ 2

2023(令和5)年6月から、その他の雇用関係助成金の電子申請が開始します。

雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- | | | | |
|-----------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 再就職支援関係の助成金
・労働移動支援助成金 | 2 転職・再就職拡大支援関係の助成金
・中途採用等支援助成金 | 3 雇入れ関係の助成金
・トライアル雇用助成金
(一般トライアルコースは4月から)
・地域雇用開発助成金 | 4 雇用環境の整備関係等の助成金
・人材確保等支援助成金
・通年雇用助成金
・キャリアアップ助成金
(正社員化コースは4月から) |
| 5 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金
・両立支援等助成金 | 6 人材開発関係の助成金
・人材開発支援助成金 | | |

社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。紙の申請と他の電子申請も引き続きご利用いただけます。

※ 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム、e-Gov電子申請。

電子申請の3つのポイント

POINT
1

利便性の向上



来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

POINT
2

負担の軽減



一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます。

POINT
3

いつでも使える



窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。

※メンテナンス時間を除きます

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です

GビズIDとは? 1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

雇用関係助成金の申請期限に間に合うようGビズIDの申請・取得をお願いします。

(雇用関係助成金の電子申請を社会保険労務士や代理人に依頼する場合もGビズIDの取得が必要です。)

GビズIDの詳細・取得はコチラ (QRコードからアクセス可能)→ <https://gbiz-id.go.jp/top/>



注意! gBizIDエントリーでは、雇用関係助成金ポータルをご利用できません。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主（※）を支援します！

※ **テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方が対象です。**

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成

支給要件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで、**助成対象となる取組**を1つ以上行うこと。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする
- テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。

支給額

支給対象経費の
30%

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×
対象労働者数

② 目標達成助成

支給要件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

支給額

支給対象経費の
20% <35%>

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×
対象労働者数

※<>内は賃金要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用
※令和5年4月1日からテレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。その他の支給対象となる経費については、支給要領をご確認ください。
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が
テレワーク実施計画を
認定

2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

※助成対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

✓ テレワーク用通信機器等の導入・運用

- テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円）
- ネットワーク機器（16万5千円）
- サーバ機器（55万円）
- NAS機器（11万円）
- セキュリティ機器（33万円）
- ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（33万円）
- テレワーク用サービス利用料（初期費用5万5千円、利用料38万5千円）

✓ 労務管理担当者に対する研修（11万円）

✓ 労働者に対する研修（11万円）

✓ 外部専門家によるコンサルティング（33万円）

✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）

3

①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
30%

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

4

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
20%（35%）

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

助成金の詳細・問合せ先

※（）内は賃金要件を満たした場合に適用

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへは
こちらのQRコードからも
アクセス可能です。

令和4年度個別労働紛争解決制度の運用状況について

～総合労働相談件数は、7年連続で1万件を超え、高止まり。
 法違反の疑いがある相談件数は、前年度より増加～

愛媛労働局では、このたび、「令和4年度個別労働紛争解決制度の運用状況」をとりまとめました。
 今回の運用状況を受け、当局では、引き続き個別労働紛争解決制度の的確な運用等に取り組んでいきます。

1. 総合労働相談の件数は高止まり（図1参照）

・総合労働相談件数13,090件で、前年度よりも減少するも、7年連続で1万件を超え、高止まり

2. 民事上の個別労働紛争の相談件数は減少するも、法違反の疑いがある相談件数は増加（図1、図2参照）

- ・改正労働施策総合推進法の施行に伴い、パワハラに関する相談件数の計上方法が変更（※1）
- ・民事上の個別労働紛争の相談件数は3,186件で、前年度比11.2%減少。そのうち、いじめ・嫌がらせに関する相談件数は523件で、前年度比52.2%減少
- ・一方、パワハラに関する相談を含む法違反の疑いがある相談件数は2,173件で、前年度比34.5%増加

3. 助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数は減少（図3参照）

- ・「労働局長の助言・指導」とは紛争当事者間での紛争解決に向けて労働局が必要な助言・指導を行う制度
- ・「あっせん」とは労働問題の専門家であるあっせん委員のあっせんにより紛争当事者の和解を目指す制度
- ・改正労働施策総合推進法の施行に伴い、パワハラに関する紛争については、同法に基づく援助、調停により対応（※1）。助言・指導の申出件数（102件）及びあっせん申請件数（38件）は、いずれも前年度より減少

図1 労働相談件数の推移（※1）

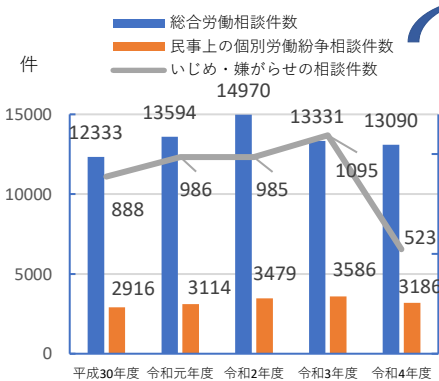


図2 令和4年度個別労働紛争の相談の内容別割合（※2）

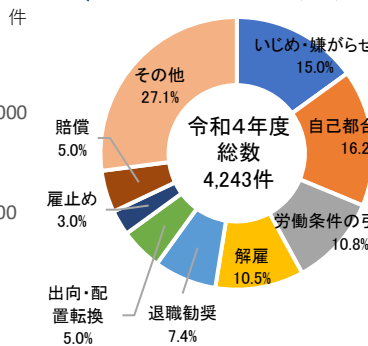
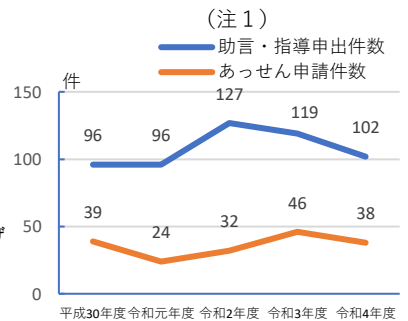


図3 紛争解決援助制度の運用状況



※1 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定するパワハラの相談については、「民事上の個別労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されず、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応しています。

【参考】令和4年度愛媛労働局における労働施策総合推進法に関する相談件数等

- 相談件数：638件（前年度116件）
- 紛争解決の援助申立件数：11件（前年度4件）
- 調停申請受理件数：6件（前年度5件）

※2 1件の個別労働紛争相談につき、複数の内容の相談がなされることがあるため、相談件数と内容別合計数は合致しません。

◆◆労使間のトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへ◆◆

名称	所在地	電話番号
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	089-935-5208
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	089-927-5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	0897-37-0153
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	0898-32-4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	0894-22-1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	0895-22-4655

くるみん認定の取得を目指してみませんか？

■くるみん認定とは■

○行動計画を策定、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、労働局への申請により、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。

くるみん認定を受けると

★優秀な人材の確保

✓ 出産・育児による離職の防止

仕事と子育て等を両立しやすい職場環境整備に取り組むことで、男女ともに継続的に安心して就労できます！

✓ 人員配置や就労環境等の見直し

急な人員の欠員等に対応できるか、就労・業務配分など見直しの機会にもなります！

★企業のイメージアップ

✓ 子育てサポート企業であることをPR

社内外に子育てサポート企業であることをPRすることができます！

✓ 求人・採用時のアピールポイントに

求人広告や公表サイト等に認定マークを掲載することで、子育てサポート企業であることをアピールすることができ、より良い人材の確保につながります。

助成金も活用できます

① 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った事業主は、申請により助成を受けることができます。

（認定企業への助成上限拡大）



厚生労働省
HP

② くるみん助成金

認定を受けた中小事業主は、両立支援等の取組に係る経費のうち、申請により上限50万円までの助成が受けられます。



くるみん
助成金
ポータル
サイト

③ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）

常用労働者数100人以下の企業で、一定の要件を満たした場合、(株)日本政策金融公庫が実施する貸付の基準利率が引き下げられます。



日本政策
金融公庫
HP



認定マークを商品や広告につけて、認定企業であることを対外的にPRできます！！

認定を受けるための個別のサポート、仕事と子育て等との両立支援のアドバイスなども行っております。

詳細は、お気軽にお問合せください！

愛媛労働局

雇用環境・均等室

☎089(935)5222

育児・介護休業法に沿った労務管理のポイント

～改正育児・介護休業法が令和4年4月から施行されています～

おさえておきたい！！ 産後パパ育休（出生時育児休業）のメリット

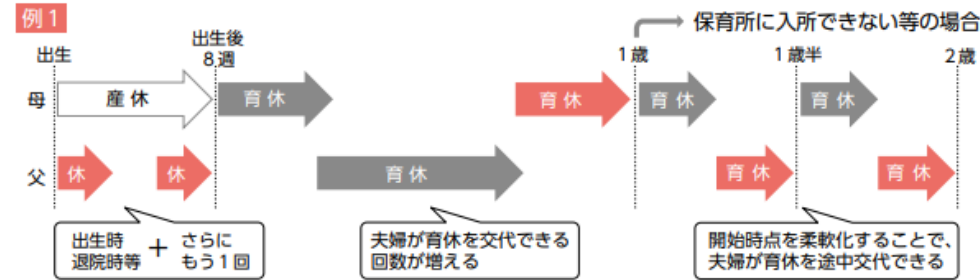
	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで ^{※1}	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲 ^{※2} で休業中に就業 することが可能	原則就業不可
1歳以降の延長		育児開始日を柔軟化
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能 ^{※3}

< 注目ポイント >

★出産後の負担の大きい時期に、男性も育児休業を取得し、夫婦で子育てを協力して行うことができます！

★まとまった休業だけでなく、分割して休業を取得できるほか、休業期間中の就労が一定可能なため、仕事の状況や家庭の状況に合わせて柔軟に制度を活用できます！

こんな育児休業も取得できます！



★改正育児・介護休業法のポイント★

1 雇用環境の整備及び個別周知・意向確認の措置の実施

- 育児休業を取得しやすい職場環境をすすめましょう
- 妊娠・出産等を申し出た労働者への個別周知・意向確認を行いましょ

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

3 育児休業の分割取得

- 子が1歳までの間で2回まで分割して休業を取得できます
- 子が1歳以降、育児休業を延長する場合の休業開始日について、夫婦交替で休業することもできます
- 1歳以降の休業について、特別な事情がある場合は再取得できます



厚生労働省 HP

お問い合わせ

愛媛労働局雇用環境・均等室

☎ 089-935-5222



請負なんでも相談室

豊富な知識と経験を持った相談員が対応させていただきます。

【どなたでも】

- 請負事業者
- 発注者（メーカー等）
- 派遣事業者
- スタッフ
- 外国人スタッフ などの方々

【どんなことでも】

例えば、

- 適正な請負と偽装請負との判断基準
- 派遣から請負への切り替え方と注意すべき点
- 下請法で発注者に求められること
- 年金など社会保険の加入について
- 製造請負優良認定制度（GJ認定制度）について など

お気軽にご相談ください。



03-6809-1054



kyogikai@yuryoukeoi.info

電話受付時間 9:00～17:45（土・日・国民の祝日を除く）
ご相談は無料です。

受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会

所在地……〒105-0004 東京都港区新橋4-5-1
公式サイト…<https://yuryoukeoi.info/>

